

「無人航空機講習登録講習機関事務規程サンプル」の一部改定について

改定案	現行
<p data-bbox="383 331 680 351">水色箇所は、各企業・団体様にてご準備下さい。</p> <p data-bbox="383 357 730 376">黄色箇所は、当局から登録講習機関に求める要件です。</p> <p data-bbox="383 383 719 402">※黄色、水色ともに、ハイライトは提出時解除ください。</p> <p data-bbox="495 628 837 657">登録講習機関名</p> <p data-bbox="495 676 837 705">無人航空機講習事務規程</p> <p data-bbox="383 919 618 938">登録年月日:令和 年 月 日</p> <p data-bbox="383 967 869 986">登録番号:国空無機第 xxxxxx 号 / 国空無機第 xxxxxx 号</p> <p data-bbox="533 1206 730 1225">X年X月X日 第X版</p>	<p data-bbox="1240 331 1538 351">水色箇所は、各企業・団体様にてご準備下さい。</p> <p data-bbox="1240 357 1588 376">黄色箇所は、当局から登録講習機関に求める要件です。</p> <p data-bbox="1352 628 1695 657">登録講習機関名</p> <p data-bbox="1352 676 1695 705">無人航空機講習事務規程</p> <p data-bbox="1240 919 1346 938">登録年月日:</p> <p data-bbox="1240 967 1346 986">登録番号:</p> <p data-bbox="1391 1206 1588 1225">X年X月X日 第X版</p>
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 登録講習機関管理者及び講師等 (略)	第2章 登録講習機関管理者及び講師等 (略)

第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出（略）	第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出（略）								
第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策（略）	第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策（略）								
第5章 講習に必要な書籍及び設備（略）	第5章 講習に必要な書籍及び設備（略）								
第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料（略）	第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料（略）								
第7章 受講等の免除（略）	第7章 受講等の免除（略）								
第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講（略）	第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講（略）								
第9章 修了審査（略）	第9章 修了審査（略）								
第10章 修了者の決定（略）	第10章 修了者の決定（略）								
第11章 修了証明書の交付（略）	第11章 修了証明書の交付（略）								
第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳（略）	第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳（略）								
第13章 講習の報告及び確認(略) 13-1 (略) 13-2 定期的な講習の確認 登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和6年3月13日改正_国空無機第233628号。以下「取扱要領」という。）13.（7）の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。	第13章 講習の報告及び確認(略) 13-1 (略) 13-2 定期的な講習の確認 登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和6年3月13日改正_国空無機第233628号。以下「取扱要領」という。）13.（7）の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地講習を行うための</td> <td>告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	内容	実地講習を行うための	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地講習を行うための</td> <td>告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	内容	実地講習を行うための	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
確認事項	内容								
実地講習を行うための	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。								
確認事項	内容								
実地講習を行うための	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。								

必要な施設及び設備		必要な施設及び設備	
修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。	修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。	講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講師	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 登録講習機関が実施する講師研修を3年以内に受講していることを確認し、その結果を記録する。	講師	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 登録講習機関が実施する講師研修を3年以内に受講していることを確認し、その結果を記録する。
修了審査員	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 指定試験機関が実施する修了審査員研修の受講について、有効な修了証明書を有していることを確認し、その結果を記録する。	修了審査員	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 指定試験機関が実施する修了審査員研修の受講について、有効な修了証明書を有していることを確認し、その結果を記録する。
受講者の成績	イ. 講習を行った結果について、各講習のシラバス毎に再受講率を確認し、その結果を記録する。 ロ. 講習を修了した者の無人航空機操縦士試験合格率を確認し、その結果を記録する。 ハ. イ. 及びロ. の結果を基に、定期的に講習の	受講者の成績	イ. 講習を行った結果について、各講習のシラバス毎に再受講率を確認し、その結果を記録する。 ロ. 講習を修了した者の無人航空機操縦士試験合格率を確認し、その結果を記録する。 ハ. イ. 及びロ. の結果を基に、定期的に講習の

	シラバスその他講習の内容を見直す。		シラバスその他講習の内容を見直す。
第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等 (略)		第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等 (略)	
第15章 帳簿の記載等 (略)		第15章 帳簿の記載等 (略)	
第16章 講習に関する書類の保存 (略)		第16章 講習に関する書類の保存 (略)	
第17章 無人航空機講習事務規程の管理 (略)		第17章 無人航空機講習事務規程の管理 (略)	
第18章 外部監査の受検 (略)		第18章 外部監査の受検 (略)	
第19章 秘密の保持 (略)		第19章 秘密の保持 (略)	
第20章 公正の確保 (略)		第20章 公正の確保 (略)	
<p>第21章 不適切事象発生時の通報</p> <p>21-1 不適切事象発生時の航空局への報告</p> <p>登録講習機関（実際に対応する部署名を明記すること）は、講習事務において、<u>登録講習機関等監査実施要領（令和5年3月30日制定 国空無機第298802号）第5章5-4-2.(2)に規定する重大な不適切に該当する事項</u>を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこととする。また、関係する可能性のある受講者にも速やかに連絡を行い、必要な対応を依頼する。特に、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼する。</p>		<p>第21章 不適切事象発生時の通報</p> <p>21-1 不適切事象発生時の航空局への報告</p> <p>登録講習機関（実際に対応する部署名を明記すること）は、講習事務において、<u>法、省令、規則、告示、関連通達、登録事項又は事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象</u>を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこととする。また、関係する可能性のある受講者にも速やかに連絡を行い、必要な対応を依頼する。特に、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼する。</p>	

第 2 2 章 雑則 (略)

第 2 2 章 雑則 (略)